

## 別紙2(第3条関係)

### 入札及び契約の注意事項

1. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。
2. 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は緊急やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期または中止することがあります。この場合、入札者が損害を受けることがあっても、町はその責めを負いません。
3. 指名競争入札において、初度の入札参加者が辞退等により1者となった場合は、当該入札の執行を中止することがあります。また、再度入札の結果、1人を残し他の参加者が辞退した場合は、再度入札を打ち切ります。
4. 指名競争入札通知書に記載している入札時間までに参加がない場合は、棄権とみなします。なお、当日複数の入札が執行される場合、時間が若干ずれる場合がありますが、待機をお願いします。
5. 入札辞退の自由
  - (1) 指名を受けた者は、入札執行まで、いつでも入札を辞退することができます。
  - (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行ってください。
    - ① 入札日前までに、入札辞退届を経営企画課に直接持参するか、入札日前までに届くように郵送してください。
    - ② 入札中にある場合は、入札書の金額欄に辞退と記載し提出してください。
6. 入札書は、封筒に入れずに提出してください。

代理人が入札するときは、入札開始前に委任状を提出してください。委任状がない場合又は委任状に記名押印を欠く場合は失格となり、入札に参加できません。入札書には代理人の印のみを押印してください。
7. 予定価格の事前公表を行う入札については、入札回数は1回とします。その際、積算内訳書を提出してください。また、予定価格の事前公表をしない入札については、入札回数は3回以内とします。
8. 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
  - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の入札保証金等を納付しない者のした入札
  - (3) 記名押印を欠く入札
  - (4) 金額を訂正した入札
  - (5) 事前公表の入札で、予定価格を上回った金額が記載された入札
  - (6) 件名を欠くもの、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 明らかに談合によると認められる入札
  - (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理

人をした者の入札

(9) その他の入札に関する条件に違反した入札

9. 次の各号の一に該当する者は、再度の入札に加わるできません。

(1) 初度の入札に加わらなかった者

(2) 初度の入札において無効入札をした者

10. 入札者のうち、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とします(最低制限価格を設けた場合は、その決められた価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。)。ただし、同価格の入札があったときは、くじによって落札者を決めることとします。

11. 予定価格の事前公表をしなかった入札で、再度入札で落札者がいない場合は、再度入札の最低の価格をもって申込みをした者から入札後随意契約の手続きを行うこととします。

12. 契約金額は、原則として、入札書に記載された金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税額を加算した金額とします。

13. 落札者は、原則として、落札決定の日から 7 日以内(志免町の休日を定める条例(平成元年志免町条例第 12 号)第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日は除く。)に契約書を提出してください。なお、志免町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年志免町条例第 66 号)に基づき議会の議決を必要とする契約につきましては、仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約の成立となります。

14. 落札者は、契約の締結に際し、次の各号のいずれか一つを履行保証(契約金額の 10%以上)として、提出してください。

(1)契約保証金 (2)国債又は地方債証券 (3)金融機関又は前払金保証事業会社による保証 (4)履行保証保険証書 (5)公共工事履行保証証券

15. 落札者は、契約締結後において、契約の内容に変更があった場合は、次の各号に定める履行保証の変更を速やかに行ってください。

(1) 変更後の請負金額が、30%以上増減したとき(契約保証金の額の変更)

(2) 工期が変更したとき(保証期間の変更)

16. 落札者は、契約金額が 500 万円以上の工事請負契約について、前払金保証事業会社による前払金に関する保証を付したときは、原則として契約日から 30 日以内に契約金額の 4 割以内の前払金を請求できます。また、前払金の支払いを受けた後、前払金保証事業会社による中間前払金に関する保証を付したときは、契約金額の 2 割以内の中間前払金を請求できます。ただし、中間前払金を請求する場合には、部分払を請求できません。

17. 落札者が建設業退職金共済制度に該当する場合は、同組合に加入し、当該工事の掛金収納書(発注者用)を速やかに提出してください。

18. 以上のほか、入札及び契約に関する法令並びに志免町財務規則(平成 5 年志免町規則第 19 号)を遵守してください。